

# 令和5年和光市農業委員会6月総会会議録

和光市農業委員会

## 令和5年和光市農業委員会6月総会日程

令和5年6月23日（金曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 開 会
- 日程第2 開 議
- 日程第3 議事録署名委員の指名 2番 北嶋美栄子委員 3番 浪間兼三委員
- 日程第4 提出議案 議案第16号 農地法第3条許可申請について  
議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願  
について  
議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願  
について  
議案第19号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認に  
ついて  
議案第20号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認に  
ついて  
議案第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認に  
ついて  
議案第22号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認に  
ついて
- 日程第5 協議事項 ①令和5年和光市農業委員会7月総会の日程について  
②その他
- 日程第6 諸報告 ①会長専決について  
②農業委員会の活動報告について  
③その他
- 日程第7 閉 会 午前11時00分

出席委員（11名）

1番	石田秀樹君	2番	北嶋美栄子君
3番	浪間兼三君	4番	櫻井茂雄君
5番	井口恒君	6番	鳥井俊之君
7番	藤田雅彦君	8番	山崎とよ子君
9番	田中明君	10番	新坂篤司君
11番	加藤政利君		

---

欠席委員（0名）

---

開会 午前10時00分

---

◎開会

◎開議

○事務局長（平川） 委員の皆様、おはようございます。

ただいまから令和5年和光市農業委員会6月総会を開会いたします。

本日、今期委員の皆様一堂に会する最後の総会ということで、柴崎市長が直接ご挨拶申し上げますところですが、和光市議会6月定例会第16日一般質問が本日既に行われておりまして、そちらに出席しておりますことから、挨拶文をお預かりしております。大変恐縮ではございますけれども、ここで代読させていただきたいと思います。

皆様、おはようございます。

市長の柴崎でございます。

先般、令和5年和光市議会6月定例会において、7月20日から新たな任期による農業委員会委員の任命について議会から同意をいただきました。継続して委員とされます新坂様、浪間様につきましては、今後とも農業委員会制度を堅持する中で、地域の農業を守り、農地利用の最適化を進めながら、都市農業の推進にご尽力賜りますよう、引き続きよろしく願い申し上げます。

また、任期は7月19日でございますが、一堂に会した活動は本日の6月総会が最後となります。会長の石田様、会長代理の加藤様、田中様、山崎様、藤田様、鳥井様、井口様、櫻井様、北嶋様におかれましては、長い間、農業委員会業務におきまして、様々な議案等について慎重審議やご議論をいただき、さらに、コロナウイルス感染拡大によりなかなか開催ができなかった農産物共進会においては、昨年度、感染防止策を講じながら中心となって開催していただくなど、多大なご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

今後は、行政委員会とは別の形となりますが、都市農業の推進をはじめ市政各般につきまして、ご意見等いただくことがあると存じます。その際は引き続き、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

令和5年6月23日、和光市長、柴崎光子。

代読、和光市農業委員会事務局長、平川京子でございます。

以上でございます。

それでは、石田会長、よろしくお願いいたします。

○石田会長 皆様、おはようございます。

とうとう6月総会がやってきました。このメンバーで行う総会は今回で最後ということになります。第36回目の総会ということになります。最後までスムーズな議会運営に努めますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年和光市農業委員会6月総会を始めます。出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

---

#### ◎議事録署名委員の指名

○石田議長 初めに、議事録署名委員ですが、2番、北嶋委員、3番、浪間委員を指名いたします。

---

#### ◎提出議案

##### 議案第16号 農地法第3条許可申請について

○石田議長 それでは、議案に移ります。

議案第16号 農地法第3条許可申請についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 議案第16号 農地法第3条許可申請につきまして、議案書の1ページ目と2ページ目をご覧ください。

農地法第3条許可申請について。

譲受人、和光市新倉二丁目\*\*番\*\*号、Aさん、譲渡人、和光市新倉二丁目\*\*番\*\*号、Bさん、土地表示、新倉三丁目\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、登記簿地目は上から、田、田、畑、田、現況地目は全て畑、面積は上から195、224、143、51、合計613平方メートル、譲受人の経営状況は、自作地の畑が8,521.98平方メートルとなっております。

農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第3条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっておりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、市内農家のBさんの所有している農地を、息子のAさんに譲り渡すためのもので、

将来の相続を見据えて生前贈与をするための申請となります。

許可要件との整合性についてですが、まず、譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかにつきましては、Aさんが所有されている市内の農地を井口委員にご確認いただいております。本日配付の写真資料1ページから3ページ及び4ページから7ページまで、こちらをご覧ください。

1ページ目が申請地、2ページ目から7ページ目が所有地となります。

農機具の保有状況としましては、トラクター2台、耕運機1台、噴霧器1台を保有しております。

農業の技術面につきましては、Aさんご自身が農作業従事歴25年、妻のCさんが25年、父のBさんが70年となっております。

労働力としましては、譲受人であるAさんは、令和4年度の8.1調査において、年間従事日数280日、Cさんが250日、Aさんが200日となっており、世帯として730日従事しています。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件につきましては、世帯として年間150日以上従事することとなっているため、要件は満たしています。

最後に、地域との調和要件ですが、今回は生前贈与による家族間の所有権移転であり、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障はありません。

以上の点を踏まえまして、農地法第3条の許可要件を満たしているかご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちらは5番、井口委員に現地確認に行ってくださいました。

それでは、井口委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○井口委員 昨日、現地確認してまいりました。しっかり管理されていて、問題無いと思います。

以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、許可ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は許可ということにいたします。

---

### ◎提出議案

議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

○石田議長 続きまして、議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(江口) 議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について。

議案書の3ページから5ページをご覧ください。

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について。

死亡した者、和光市新倉二丁目\*番\*号、Dさん、申請者、和光市新倉二丁目\*番\*号、Eさん、土地表示、新倉一丁目\*\*\*\*番、\*\*\*\*番\*、下新倉二丁目\*\*\*\*番、登記簿は全て畑、現況も全て畑、面積は上から1,224、1,137、550、合計2,911平方メートルとなっています。

この証明書は、生産緑地の指定を受けていた農地で農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなった際に、その農地を市に対して買取り申出をし、生産緑地の解除をする際に必要な添付書類となります。

今回の申請は、生産緑地の指定の解除を希望する農地について、Dさんがご存命であったときに、その生産緑地の主たる従事者であったかを審査するものです。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て、当該農地の農業経営に欠かすことのできない者を言います。

本案件は、Dさんが令和4年12月20日に亡くなられたことに伴う、長男のEさんからの申請となります。

農地の現在の状況は、藤田委員に確認いただいております。写真資料の8ページと9ページをご覧ください。

なお、体調を崩されるまでは、Dさんが作付を行っていたと伺っております。

Dさんが主たる従事者であるかどうかについてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちらは7番、藤田委員に現地確認に行ってくださいました。

藤田委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○藤田委員 18日、日曜日に現地を確認してまいりまして、両方の土地ともしっかりと耕されており、管理されていることを確認してまいりました。

以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

では、採決に移ります。

この議案につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

### ◎提出議案

#### 議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

○石田議長 続きまして、議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(江口) 議案第18号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について。

議案書の6ページ目から7ページ目をご覧ください。

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について。

死亡した者、和光市白子三丁目\*\*番\*\*号、Fさん、申請者、和光市白子三丁目\*\*番\*\*号、Hさん、土地表示、下新倉三丁目\*\*\*\*番地、登記簿、現況いずれも畑、面積は682平方メートル。

概要につきましては、議案第17号と同様になりますので、省略いたします。

本案件は、Fさんが令和5年1月10日に亡くなられたことに伴う、長男のGさんからの申請となります。

農地の現在の状況は、田中委員に確認いただいております。写真資料の10ページをご覧ください。

なお、体調を崩されるまでは、Fさんが作付を行っていたと伺っています。

Fさんが主たる従事者であるかどうかについてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちらは9番、田中委員に現地確認に行ってくださいました。

田中委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○田中委員 報告いたします。

去る16日に現状を確認いたしました。

時期的なこともあり、若干草が生えてはおりますけれども、適正に耕作されていたと思います。

以上でございます。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

### ◎提出議案

議案第19号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○石田議長 続きまして、議案第19号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 議案第19号 相続税納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について。

議案書の8ページから9ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。

農業相続人、朝霞市根岸台四丁目\*\*番\*\*号、Hさん、土地表示、大字新倉字六反田\*\*\*\*番、\*\*\*\*番、\*\*\*\*番、登記簿地目は全て田、現況地目は全て畑、面積は上から566、988、803の合計2,357平方メートルとなります。

本案件は、朝霞税務署から相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について照会があり、これに対して回答するものです。

現在は、生産緑地、市街化調整区域を問わず、終身営農することが納税猶予の条件となっていますが、平成21年までに市街化調整区域において納税猶予の適用を受けた農地については、20年営農することで納税の免除が確定することとなっております。

当議案は、平成15年に納税猶予の適用を受けてから20年営農を続けたため、納税の免除を確定させることに問題が無いかの確認を農業委員会に対して求めるもので、問題無いと回答した場合には税務署での手続後、免除が確定することとなります。

農地の現在の状況につきましては、井口委員にご確認いただきました。本日配付の写真資料11ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について適正であるかどうかについてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちらは井口委員に現地確認に行ってくださいました。

井口委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○井口委員 18日日曜日に現地確認に行っていました。適正に管理されていて問題無いと思います。

以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○石田議長 よろしいですかね。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

◎提出議案

議案第20号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○石田議長 続きまして、議案第20号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(江口) 議案第20号 相続税納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について。

議案書の10ページから11ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。

農業相続人、和光市下新倉四丁目\*\*番\*\*号、Iさん。土地表示、下新倉\*\*\*番、地目、登記簿、田、現況、畑、面積1,038平方メートル。

概要につきましては、議案第19号と同様になりますので、省略いたします。

当議案も、平成15年に納税猶予の適用を受けてから20年営農を続けたため、納税の免除を確定させてよいかの確認となります。

農地の現在の状況は、井口委員にご確認いただきました。写真資料12ページをご確認ください。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について適正であるかどうかについてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちら、井口委員に現地確認に行ってください。

井口委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○井口委員 こちらも18日、現地確認に行きました。しっかり管理されていて、問題ありません。

以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

### ◎提出議案

#### 議案第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○石田議長 続きまして、議案第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(江口) 議案書の12ページと13ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。

農業相続人、和光市下新倉四丁目\*番\*\*号、Jさん、土地表示、下新倉\*\*\*番、登記簿地目、田、現況地目、畑、面積1,038平方メートル。

当議案につきましても、平成15年に納税猶予の適用を受けてから20年営農を続けたため、納税の免除を確定させてよいかの確認となります。

農地の現在の状況は、井口委員にご確認いただきました。写真資料13ページをご覧ください。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について適正であるかどうかについてご審議をお願いします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちらも井口委員に現地確認に行っていていただいておりますので、現地確認の報告をお願いいたします。

○井口委員 こちらも18日に確認に行きました。しっかり管理されていたので問題ありません。以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

### ◎提出議案

#### 議案第22号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○石田議長 続きまして、議案第22号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(江口) 議案書の14ページから16ページをご覧ください。

議案第22号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。

農業相続人、和光市新倉二丁目\*\*番\*\*号、Kさん。土地表示、大字新倉字上谷中\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、新倉四丁目\*\*\*\*番\*、地目は登記簿、上から田、田、畑、現況は全て畑、面積は上から753、1、1,570.13の合計2,324.13平方メートル。

当議案も、平成15年に納税猶予の適用を受けてから20年営農を続けたため、納税の免除を確定させてよいかの確認となります。

農地の現在の状況は、櫻井委員にご確認いただきました。写真資料14ページと15ページをご確認ください。

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について適正であるかどうかについてご審議ください。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

こちらは櫻井委員に現地確認に行ってください。

では、櫻井委員から現地確認の報告をお願いいたします。

○櫻井委員 新倉四丁目については多少草がありますが、これは容易に原状回復できるもので、特に問題無いことを確認いたしました。

以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

では、この議案につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

それでは、採決に移ります。

この議案につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○石田議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

以上で提出議案の審議を終結いたします。

---

### ◎協議事項

#### ①令和5年和光市農業委員会7月総会の日程について

○石田議長 続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和5年和光市農業委員会7月総会の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(江口) 協議事項①令和5年和光市農業委員会7月総会の日程についてですが、7月25日火曜日午前10時を提案させていただきます。場所は3階庁議室です。

なお、8月総会につきましては、まだ会議室を押さえていませんが、8月25日前後の開催を予定しております。

説明は以上です。ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

○石田議長 ありがとうございます。

7月総会の日程ですが、7月25日の火曜日午前10時ということになります。

来期も継続される委員のみが対象となりますが、ご都合はよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

では、7月25日火曜日10時からで場所は庁議室でお願いいたします。

新しい委員の方々には事務局より連絡をお願いいたします。

また、8月につきましては、7月の総会でご協議いただいで決めてもらいたいと思います。

---

### ◎協議事項

#### ②その他

○石田議長 続きまして、協議事項②その他について、事務局よりお願いいたします。

○事務局（江口） 協議事項②その他についてはございません。

○石田議長 では、協議事項は以上といたします。

---

### ◎諸報告

#### ①会長専決について

○石田議長 続きまして、諸報告に移ります。

諸報告①会長専決について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 諸報告①会長専決についてですが、今月の会長専決は、4条の届出が1件と5条が3件となっております。

議案書の17ページから23ページ及び写真資料の16ページから19ページを併せてご確認ください。

説明は以上でございます。

○石田議長 ありがとうございます。

ただいま写真を確認していただいでいますが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○石田議長 よろしいですかね。

では、会長専決は以上といたします。

---

#### ②農業委員の活動報告について

○石田議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（江口） 諸報告②農業委員の活動報告になります。

6月分の活動の共通事項につきましては、本日6月23日の「農業委員会6月総会」としてください。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方、またそれ以外に

会議等に出席された場合には、その旨ご記入をお願いします。

説明は以上です。

○石田議長 ありがとうございます。

今月の活動内容を用紙に記入していただいて、事務局まで提出をお願いいたします。

また、皆様から特に報告されたい内容がある方は挙手をお願いいたします。

では私からの報告ですが、北足立の協議会について、事務局から説明いただきたいと思っております。

○事務局長（平川） それでは、私から説明させていただきます。

過日、5月26日に北足立農業委員会連絡協議会通常総会が開催されました。この協議会というのは、朝霞地区農業委員会連絡協議会と埼玉県農業会議の中間にある組織体になっておりまして、北部の5市、中部4市、南部4市、具体的には、北部で鴻巣市、北本市、上尾市、桶川市、伊奈町、中部で川口市、さいたま市、草加市、蕨市、南部で朝霞市、志木市、和光市、新座市という形で構成されております。役員に会長、副会長、理事を選出して運営しているもので、和光市農業委員会としては、総会に会長及び事務局長が出席するほか、農産物共進会で特別賞の1つで、北足立農業委員会連絡協議会長賞をいただいているものでございます。

通常、毎年5月の総会で役員選出がありまして、協議により決定したのですが、今回、正副会長の選出ができずに、6月2日に新たに理事会を開催し、そこで令和5年7月から令和8年6月までの任期で、新会長に中部から草加市農業委員会豊田会長、副会長に南部から志木市農業委員会田中会長が就任されて決定されました。

今後は、会長、副会長の選出に当たりましては、輪番制を導入するということになり、承認されましたので、これを報告するものです。

先の話になりますが、令和8年7月からの3年間は、南部から会長、令和14年7月からの3年間は、南部から副会長が選出されるという仕組みになりましたので、報告させていただきます。

以上となります。

○石田議長 ありがとうございます。

これまでは理事等はやっていましたが、会長、副会長となると、県北の市が中心だったことから今までは引き受けることはなかったんですけども、輪番制で回ってくることになりました。まだ先の話ですが、こういう仕組みになりましたので、皆様にもお知りおきいただ

いて、今後影響があると思います。今期におきましては、志木市の田中会長が副会長になりましたので、頑張ってくださいと思います。

何か質問ありますか。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですか。

では、委員の皆様からの報告は以上といたします。

---

### ③その他

○石田議長 続きまして、諸報告③その他。

初めに、事務局長から順次説明をお願いいたします。

○事務局長(平川) 初めに、私から説明させていただきます。

前回、急遽書面の持ち回りで開催させていただきました6月の臨時総会の議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、こちら全委員の方からご承認いただきましたので、事務処理をさせていただきましたことをご報告いたします。皆様のご理解と迅速なご対応に心から感謝申し上げます。

二度と上程漏れが無いように事務処理を改善いたしました。再発防止に向けて努めてまいりますので、ご迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。

以上です。

○石田議長 続いて、事務局からお願いいたします。

○事務局(江口) 報告2点目になります。

本日配付の資料2番、農家だよりをご覧ください。

今月の主な内容について簡単にご説明いたします。

6月に行われたJAあさか野農協和光支店の新店舗の正式なグランドオープンがありましたので、そのオープンセレモニーの様子を載せさせていただいております。また、同じ場所で、直売センター出荷協議会が開催されましたので、新しい役員をご紹介させていただいております。

また、そのほかの記事としましては、6月に大雨が発生したときに、市内各所で畑からの土砂流出が発生しました。そのときに、近隣住民から複数苦情が寄せられて対処に追われたことがございますので、市も迅速に対応はいたしますが、農地の所有者にもこういう災害が起きた場合は速やかに対応策にご協力いただきたいということで、お願いの記事となります。

また、国からの依頼ということで熱中症対策を掲載しております。

以上の内容につきまして何かございましたら、後ほどご意見をいただければと思います。

続きまして、報告3点目です。

この後、6月末から7月にかけての各委員の会議の予定であります。

6月29日に市議会6月定例会が閉会になりますので、この日は会長が出席されます。

今のところ、予定しているのは以上になります。

その次、4点目の報告です。7月19日をもって農業委員を退任される方への今後の手続についてのご連絡になります。こちらにつきましては、4点連絡がございます。

1つ目は、農業委員の報酬になります。

7月分の農業委員報酬につきましては、19日までの日割り計算となります。本日配付の資料3をご覧ください。

こちらが本来の報酬と、日割り計算したときの額となっております。

7月分につきましては、こちらの金額が振り込まれる予定ですので、ご確認ください。

また、農地利用最適化交付金による報酬上乘せ分が毎年ありますが、こちらにつきましては、今年度の額がまだ確定しておらず、現在は振込ができないため、年度末頃に確定した後、まとめてのお支払いとさせていただきます。こちらも7月19日までの活動分を一括でお支払いさせていただきます。

2つ目が議事録署名についてです。

6月総会までの議事録署名人は、各総会冒頭で指名させていただいておりますが、議事録の案ができ上がるまでお時間をいただいていることから、4月、5月、6月総会分の署名につきましては、本日以降いただくことになります。

特に6月総会、今日の総会分につきましては、その案の作成が7月19日以降になってしまいますので、既に農業委員を退任されているタイミングになってしまいますが、本日指名した方に対して事前に連絡の上、ご自宅にお伺いしますので、そのとき署名についてご協力をお願いします。

なお、各月の署名委員は、4月が鳥井委員と藤田委員、5月山崎委員と田中委員、6月北嶋委員と浪間委員となっておりますので、よろしく願いいたします。

3つ目は、農業委員会で使用した書類等についてです。

農業委員会で扱った個人情報につきましては、委員の退任後も守秘義務が課されております。このため、個人情報を含む書類の取扱いについては十分に気をつけていただきたいと思います。

いますが、処分を希望される方は、事務局でお預かりいたします。

市役所までお持ちいただくか、ご自宅まで取りに伺いますので、後日で構いませんので、事務局までご相談いただければと思います。

なお、委員のバッジについては回収をいたしませんので、各人で処分していただく、あるいは保管いただければと思います。

4つ目は、農業新聞の購読の継続のお願いになります。

農業委員の任期中は、農業新聞の購読料を互助会費から天引きでお支払いさせていただきましたが、退任後は個別でのお支払いとなります。

退任のタイミングで解約される方も多いところではありますが、今後も和光の農業政策に対してご協力いただきたいことから、引き続きのご購読をお願いしているところです。

本日お配りした中に農業新聞に関するチラシがございますので、そちらをご確認いただいて、引き続き購読を希望されるという方は、総会終了後、個別にご連絡いただければと思います。

報告は以上となります。

○石田議長 ありがとうございます。

では、皆様から何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

○石田議長 よろしいですかね。

では、本日の議事は以上となります。

---

### ◎閉会

○石田議長 本日もスムーズな議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。

これで、令和5年和光市農業委員会6月総会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時00分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員